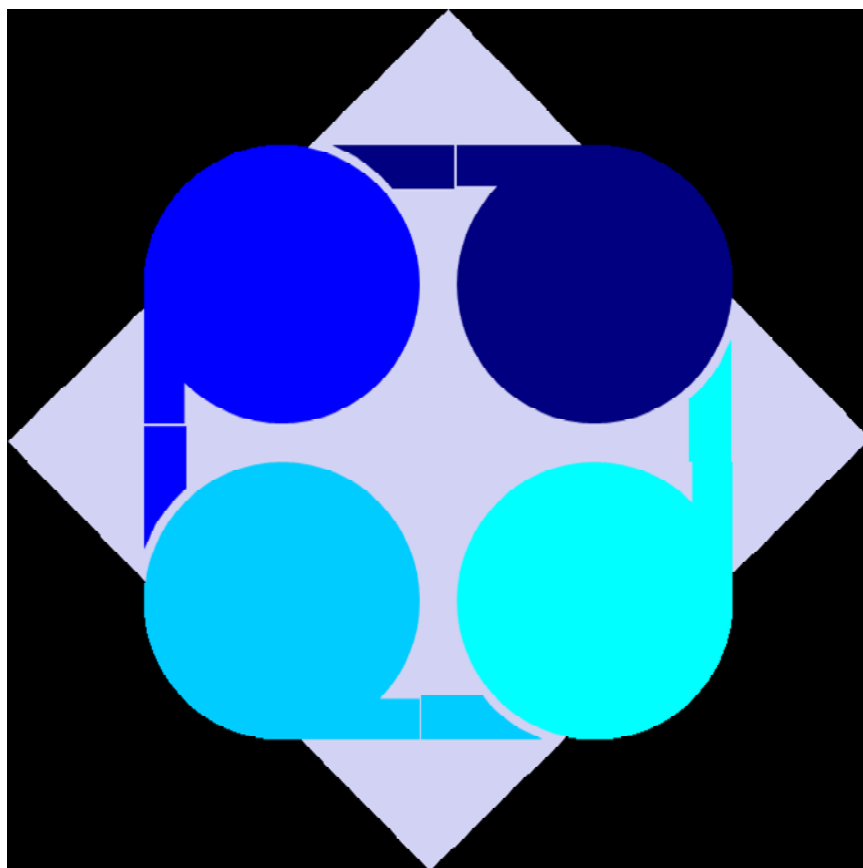


資料編



平成20年度特別支援教育体制整備状況調査結果（公立学校）

文部科学省では、全国の公立学校における特別支援教育体制の整備状況を把握するため、各年9月1日現在で以下の項目について実施状況等を調査しています。

本県における調査結果は以下のとおりです。

（数字は、過年度データと合わせるため全学校数に対する割合:% 各年9月1日現在）

項 目	学 校 種	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
①校内 委員会 の設置 状況	幼	設置済み				31.6	60.6	68.5
		設置予定				5.1	16.0	設問なし
	小	設置済み	76.8	82.0	90.2	98.1	100.0	100.0
		設置予定	2.3	2.4	3.0	1.2	0.0	設問なし
	中	設置済み	71.1	84.4	87.9	96.2	100.0	100.0
		設置予定	3.3	3.7	4.2	3.4	0.0	設問なし
	高	設置済み				17.6	66.6	100.0
		設置予定				2.4	11.1	設問なし
②実態 把握の 実施状 況	幼	実施済み				54.1	83.0	96.6
		実施予定				12.2	設問なし	設問なし
	小	実施済み	46.1	46.3	66.6	83.6	95.7	99.7
		実施予定	14.4	19.4	18.5	12.0	設問なし	設問なし
	中	実施済み	41.4	46.7	59.6	74.7	92.9	98.9
		実施予定	16.5	24.8	20.0	23.0	設問なし	設問なし
	高	実施済み				17.6	21.0	62.0
		実施予定				2.4	設問なし	設問なし
③コー ディネ ーター の指名 状況等	幼	指名済み				27.6	52.1	71.9
		指名予定				6.1	20.2	設問なし
		※関係機関等との連絡調整等の実施						48.3
	小	指名済み	1.0	35.7	54.0	95.8	100.0	100.0
		指名予定	0.0	5.1	12.5	2.9	0.0	設問なし
		※関係機関等との連絡調整等の実施						85.1
	中	指名済み	0.7	46.3	60.8	94.0	100.0	100.0
		指名予定	0.0	6.7	10.6	3.4	0.0	設問なし
		※関係機関等との連絡調整等の実施						76.3
	高	指名済み				4.7	65.4	87.3
指名予定					0.0	9.9	設問なし	
※関係機関等との連絡調整等の実施							50.6	
④個別 の指導 計画作 成状況	幼	作成済み				2.0	7.4	7.9
		作成予定				4.1	11.7	9.0
	小	作成済み	8.2	8.8	16.4	25.6	57.4	66.4
		作成予定	9.2	18.2	27.8	22.1	11.8	5.7
	中	作成済み	5.1	6.3	9.8	21.1	44.0	61.8
		作成予定	6.6	20.0	29.1	18.1	16.9	8.4
	高	作成済み				0.0	3.7	6.3
		作成予定				1.2	0.0	5.1

	学校種	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
⑤個別の教育支援計画策定状況	幼	策定済み				1.0	6.4	4.5
		策定予定				4.1	6.4	11.2
	小	策定済み	0.0	0.2	6.7	10.5	30.7	43.7
		策定予定	0.0	9.6	28.8	26.1	22.0	14.9
	中	策定済み	0.0	2.2	7.9	13.2	29.3	46.2
		策定予定	0.0	23.7	26.4	20.0	23.3	12.6
高	策定済み				0.0	6.2	8.9	
	策定予定				0.0	0.0	7.6	
⑥巡回相談員の活用状況	幼	活用済み				48.0	57.4	64.0
		活用予定				6.1	6.4	2.2
	小	活用済み	1.0	9.8	25.3	58.9	79.2	84.4
		活用予定	0.0	0.0	18.4	17.5	7.2	4.3
	中	活用済み	0.7	11.9	22.6	50.6	67.7	73.7
		活用予定	0.7	0.0	14.3	18.5	2.5	7.3
高	活用済み				10.6	30.9	57.0	
	活用予定				12.9	14.8	7.6	
⑦専門家チームの活用状況	幼	活用済み				6.1	9.6	18.0
		活用予定				0.0	2.1	0.0
	小	活用済み	1.0	9.8	12.1	13.0	9.5	15.9
		活用予定	0.0	0.2	8.1	4.4	1.9	4.8
	中	活用済み	0.7	11.9	15.5	15.5	8.3	9.9
		活用予定	0.7	0.0	10.6	6.0	2.3	3.8
高	活用済み				0.0	8.6	11.4	
	活用予定				5.9	3.7	6.3	
⑧特別支援教育に関する研修の受講状況	幼	受講者数 ※(うち管理職)				134人	114人	134人 (19人)
	小	受講者数 ※(うち管理職)				4190人	4732人	5886人 (927人)
	中	受講者数 ※(うち管理職)				1462人	1854人	2943人 (356人)
	高	受講者数 ※(うち管理職)				486人	555人	1130人 (70人)

学校数 (学校基本調査による。休校は除く。)	学校種	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	幼稚園				98園	94園	89園
	小学校	596校	594校	593校	593校	587校	584校
	中学校	273校	270校	265校	265校	266校	262校
	高等学校				85校	81校	79校

【補足】

④ 個別の指導計画の作成状況

当該児童生徒が在籍し、通常の学級において個別の指導計画を作成している学校の割合

小学校：71.9% (H19年度 60.3%) 中学校：45.3% (H19年度 30.4%)

⑤ 個別の教育支援計画の策定状況

当該児童生徒が在籍し、通常の学級において個別の教育支援計画を策定している学校の割合

小学校：45.2% (H19年度 37.9%) 中学校：37.1% (H19年度 22.4%)

**幼稚園教育要領，小学校学習指導要領，中学校学習指導要領
(平成20年3月28日告示) 特別支援教育関連部分抜粋**

○ 幼稚園教育要領

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画作成上の留意事項

2 特に留意する事項

- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

○ 小学校学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

○ 中学校学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

高等学校学習指導要領（平成21年3月9日告示） 特別支援教育関連部分抜粋

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

保育所保育指針（平成20年3月28日告示） 特別支援教育関連部分抜粋

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

- (3) 指導計画作成上、特に留意すべき事項上

指導計画の作成に当たっては、第二章（子どもの発達）、前章（保育の内容）及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

ウ 障害のある子どもの保育

- (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
- (イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行われるようにすること。
- (ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。
- (エ) 専門機関と連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

4 教育・育成

(1) 基本方針

障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別ニーズのある子どもについて適切に対応する。

(2) 施策の基本的方向

① 一貫した相談支援体制の整備

障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援を行う。

乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。さらに、思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。

また、精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。

② 専門機関の機能の充実と多様化

近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。

盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う、地域の障害のある子どもの教育のセンター的な役割も果たす学校へ転換を図る。

療育機関については、施設の入所者だけではなく、地域で生活する障害のある子どもに関しても有用で専門的な技術を有しており、これらの機関を活用してショートステイ、ホームヘルプサービス等のサービスの充実を図る。

③ 指導力の向上と研究の推進

学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。

児童生徒等の障害の重度・重複化，多様化等を踏まえ，そのニーズに応じた教育の効果的な実施を確保するため，現在，盲・聾・養護学校の学校ごとに特定されている特殊教育に係る免許制度の改善を図る。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所，大学等において，先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに，その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。

④ 社会的及び職業的自立の促進

障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため，教育，福祉，医療，労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など，障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。

また，後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため，各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに，在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し，適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し，日常生活動作等にかかわる療育を行うほか，保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。

地域における学校卒業後の学習機会の充実のため，教育・療育機関は，関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。

⑤ 施設のバリアフリー化の促進

教育・療育施設において，障害の有無にかかわらず様々な人々が，適切なサービスを受けられ，また，利用する公共的な施設であるという観点から，施設のバリアフリー化を推進する。

障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から，施設に加えて情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を推進する。

4 教育・育成

○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。

① 一貫した相談支援体制の整備

○ 個別の支援計画の策定・活用の推進

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。

（数値目標・達成期間）

○個別の教育支援計画策定率

・小・中学校 20%〔18年〕→50%〔24年〕

○ 校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援のため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制を整備する。特に幼稚園、高等学校を重点的に整備する。

（数値目標・達成期間）

○ 校内委員会の設置

・幼稚園（公立） 32.7%〔18年〕→70%〔24年〕
・高等学校（公立） 25.2%〔18年〕→70%〔24年〕

○ 特別支援教育コーディネーターの指名

・幼稚園（公立） 29.4%〔18年〕→70%〔24年〕
・高等学校（公立） 18.5%〔18年〕→70%〔24年〕

② 専門機関の機能の充実と多様化

○ 特別支援学校の小・中学校等に対する支援の推進

幼稚園・小学校・中学校及び高等学校等の教員への支援、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連絡・調整等、特別支援学校の小・中学校等に対する支援を推進する。

③ 指導力の向上と研究の推進

○ 特別支援学校教諭免許保有率の向上

特別支援学校において、教員の特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。

(数値目標・達成期間)

○特別支援学校教諭免許保有率向上を中期計画（5年以内）等に位置付ける都道府県の割合
32 都道府県〔18 年〕→全都道府県〔24 年〕

○ 特別支援教育に関する教員研修の促進

特別支援教育に携わるすべての教員の専門性を向上させるため、都道府県の講習や校内研修の促進を図る。各種指導者養成研修など、都道府県の指導者に対する研修を推進する。

○ 障害に関する外部専門家の学校における活用

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うため、専門的知識・経験を有する外部専門家が教員に適切な指導・助言を行えるよう、外部専門家の活用を促進する。

○ 国立特別支援教育総合研究所における教育現場のニーズを踏まえた重点的な研究や研修の実施、教育情報の提供

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターであることから、国の喫緊の課題や教育現場のニーズを踏まえ研究や研修を重点的に実施するとともに、特に新たな課題となっている発達障害を含めた教育情報の提供を行う。

④ 社会的及び職業的自立の促進

○ 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による、現場実習先の開拓・新たな職域の開拓

特別支援学校卒業後の職業的自立を推進するため、特別支援学校・教育委員会、労働関係機関、企業等の緊密な連携・協力の下、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を図る。

○ 障害者の職業自立に対する理解啓発の促進

障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図る。

○ 特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施

卒業後の就職先が内定していない就職希望者に対し、より早い段階で職業訓練を活用することにより職業能力の向上を図り、就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

○ 障害学生の支援の充実

ア 独立行政法人日本学生支援機構が行う「障害学生就学支援ネットワーク」（全国の大学や関係機関がネットワークを作り、障害学生就学支援制度の整備を目指す。）等の事業を推進することにより、障害のある学生が学びやすい環境をつくる。

イ 「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」において採択されたプログラム（障害学生支援関係を含む。）について、財政支援を行うとともに、今後、広く社会に情報提供することで、各大学等における学生支援機能の充実を図る。

ウ 大学入試に関し、障害者の受験機会等を確保する観点から、障害の種類に応じた配慮（試験時間の延長、点字・拡大文字による出題、介助者の付与等）を行うことを各大学に要請する。

○ 放送大学における視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作

聴覚障害のある学生等からの要望を受け、希望の多いテレビ番組について字幕を制作し、字幕付与番組として放送する。

⑤ 施設のバリアフリー化の促進

○ 特別支援教育に係る施設整備計画策定事例の周知

特別支援教育に係る施設の計画的な整備のため、特別支援学校や小・中学校等の具体的な整備計画の事例を取りまとめ、各都道府県等への周知を図る。

個別の教育支援計画様式例

※ 支援機関が多い場合は、複数ページ使って作成してください。

幼児児童生徒氏名		学 年	
保護者氏名		担任氏名	
記入者氏名			
修 正 日	(H . .)	(H . .)	

将来に向けての願い・現在の生活の願い	
本 人	
保護者	
支 援 目 標	
長期目標 (3年後)	
短期目標 (1年後)	

支援内容の評価・次年度への引継

支援機関	機関名： 支援者：
支援内容	
支援状況	

支援機関	家庭 支援者：
支援内容	
支援状況	

支援機関	機関名： 支援者：
支援内容	
支援内容	

支援機関	機関名： 支援者：
支援内容	
支援状況	

所属機関	〇〇〇〇 担当者：
支援内容	
支援状況	

支援機関	機関名： 支援者：
支援内容	
支援状況	

〔引用・参考文献〕

障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）：文部科学省・厚生労働省	平成20年 3 月
盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」：全国特別支援学校長会	平成16年 6 月
小・中学校等における「個別の教育支援計画」の策定と活用：全国特別支援学校長会・全国特別支援学級設置学校長協会	平成19年 4 月
特別な教育的支援を必要とする子どもに対する「個別の教育支援計画の作成と活用の在り方」指導資料第133号：鹿児島県総合教育センター	平成16年 3 月
小・中学校等における校内支援体制の確立をめざして：鹿児島県教育委員会	平成18年 3 月
一人一人に応じた支援をめざして：鹿児島県教育委員会	平成19年 3 月
幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備をめざして：鹿児島県教育委員会	平成20年 3 月
自立支援協議会の運営マニュアル：財団法人日本障害者リハビリテーション協会 （社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会複製）	平成20年 3 月
特別支援教育シリーズ第2集：長野県教育委員会	平成18年 3 月

執筆協力

鹿児島市教育委員会

平成20年度「個別の相談支援ファイル」等作成委員会

特別支援教育の手引 4

乳幼児期から学校卒業後までの 一貫した支援を目指して

発行 平成21年3月
発行者 鹿児島県教育庁義務教育課
TEL:099-286-2111（内線5296）
FAX:099-286-5669
E-mail:tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp

